

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-④)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(放射性物質汚染対策担当参事官) 西村治彦(中間貯蔵施設担当参事官)
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。			目標設定の考え方・根拠	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、各市町村毎の特別地域内除染実施計画、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、特別地域内除染実施計画等				
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目	長期的な目標	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原子力安全委員会)、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等				
3	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、輸送実施計画等				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	475,427 (462,240)	393,726 (382,929)	539,286 (531,239)	522,393	1,2	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域における国による除染、汚染状況重点調査地域における地方公共団体による除染の支援等を行う。	-
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	2,618 (2,237)	212,511 (156,379)	121,581 (17,003)	134,616	3	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	-
施策の予算額・執行額	478,045 (464,477)	606,237 (539,308)	660,867 (548,242)	657,009	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2016 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(2016年3月閣議決定)		